

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

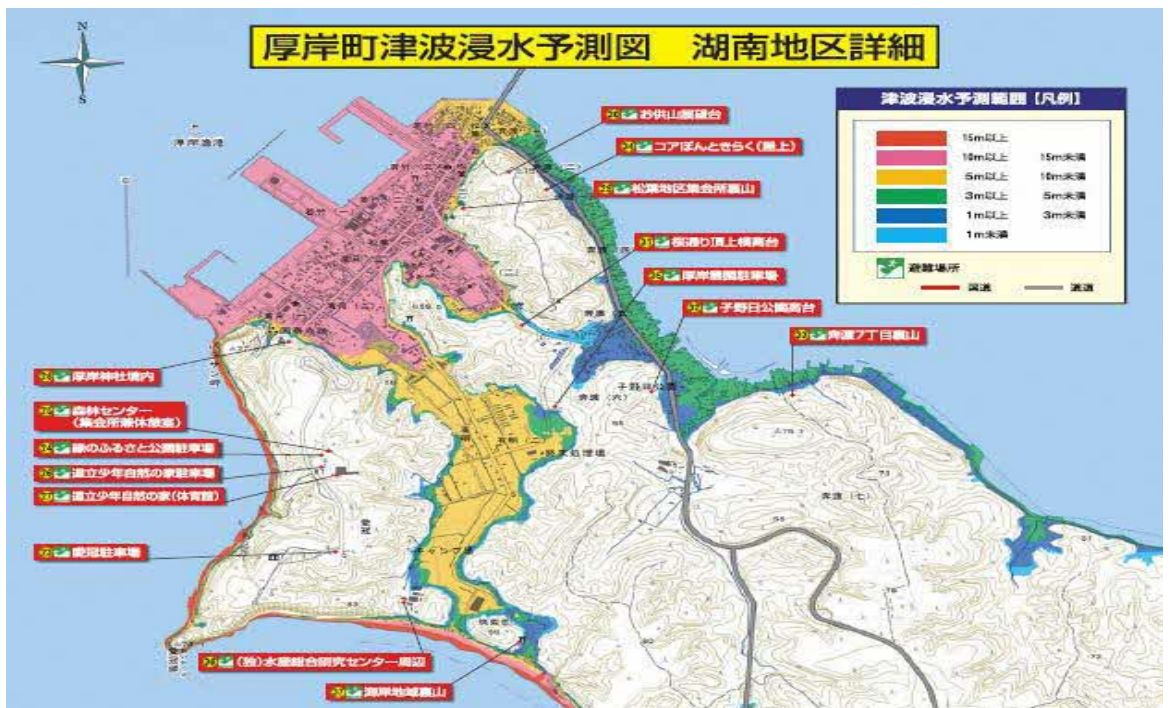
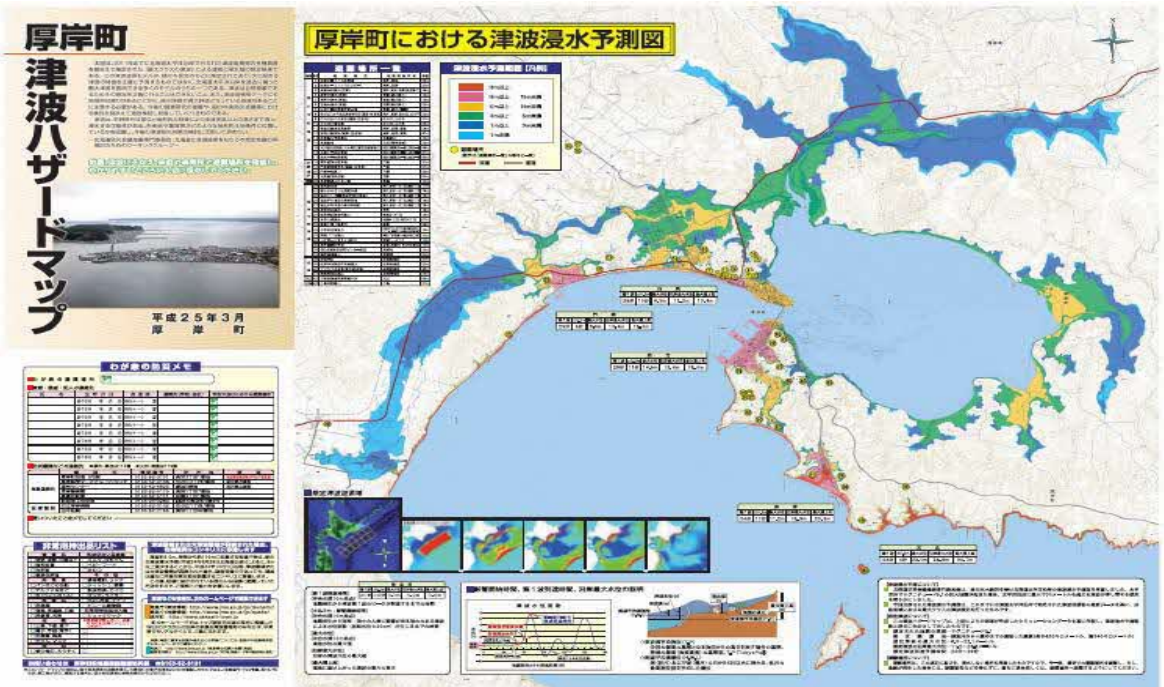
事業継続力強化支援事業の目標

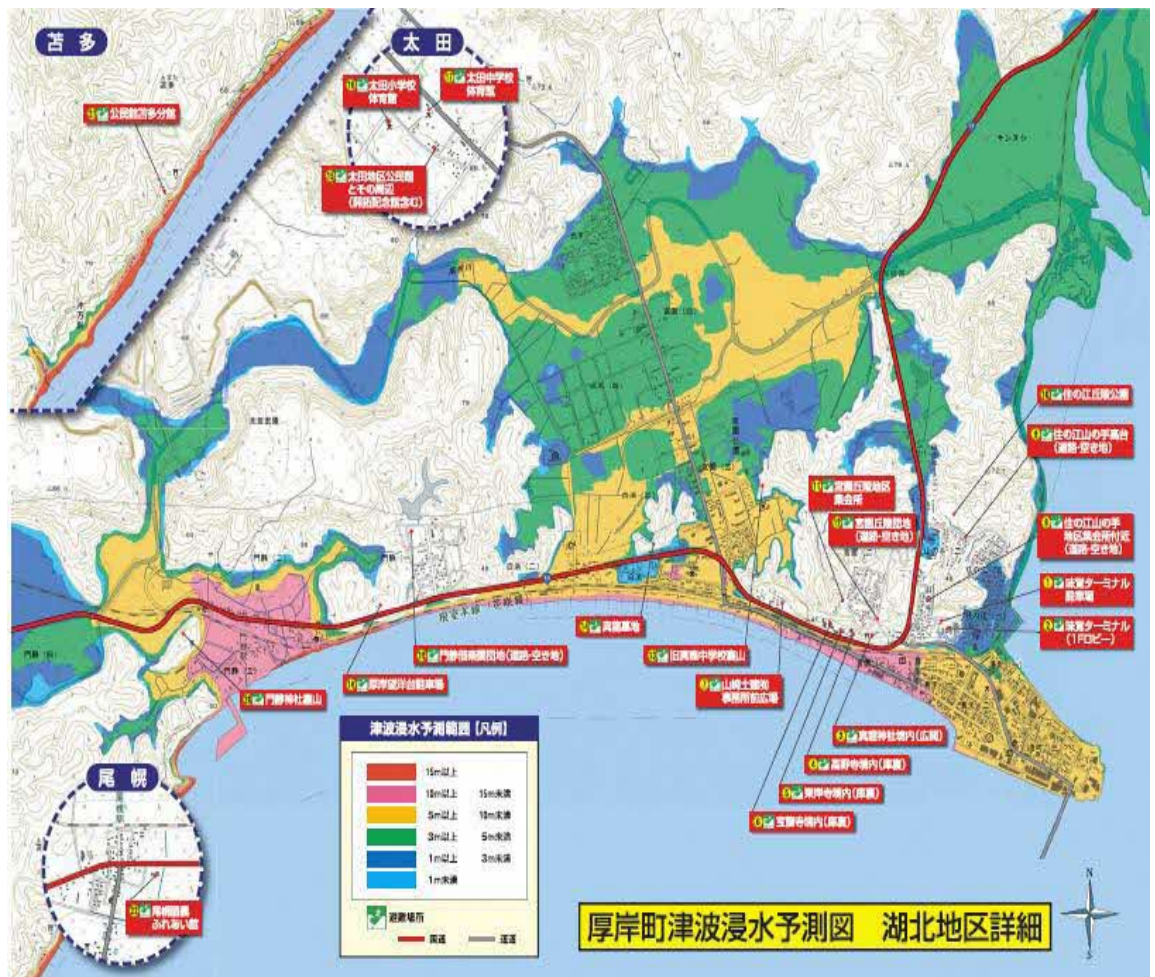
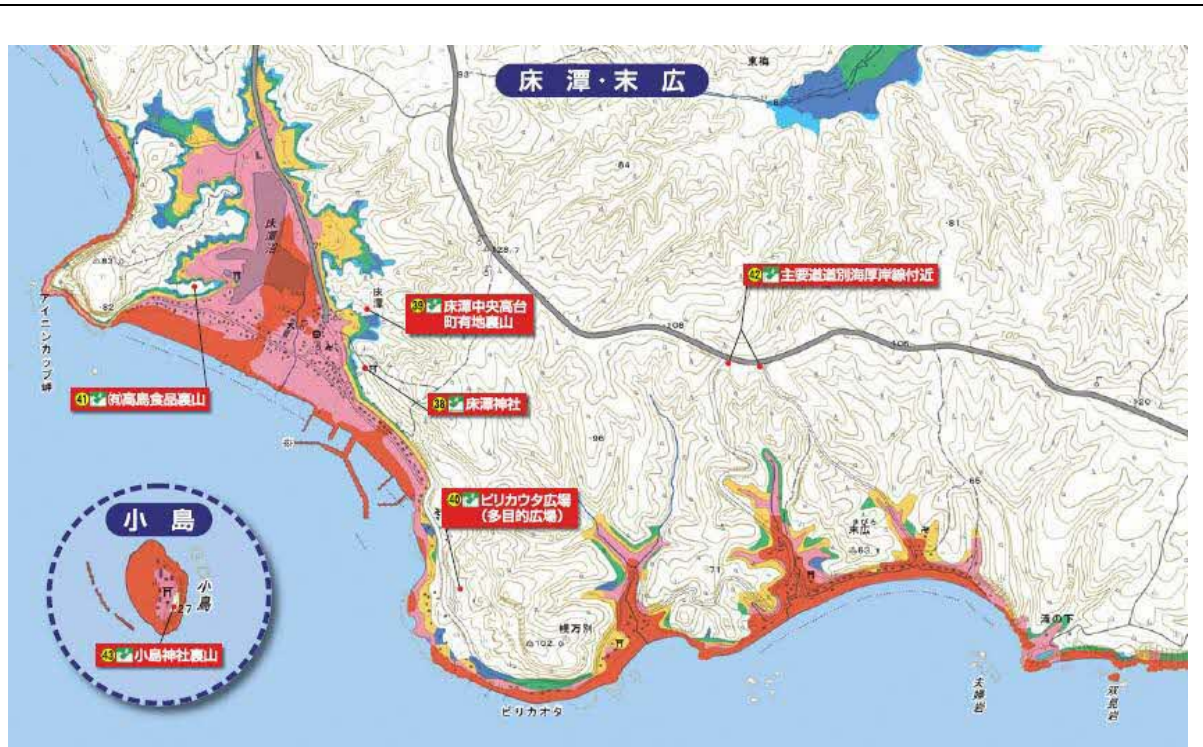
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：ハザードマップ)

門静市街、白浜市街、若竹市街、床潭市街、末広市街において、漁業や水産業の事業所が多く立地する。ハザードマップによると、門静市街 15.0m・白浜市街 13.4m・若竹市街 18.0m・床潭市街 23.3m・末広市街 34.7mの地点まで津波が駆け上がり、浸水する被害が想定される。





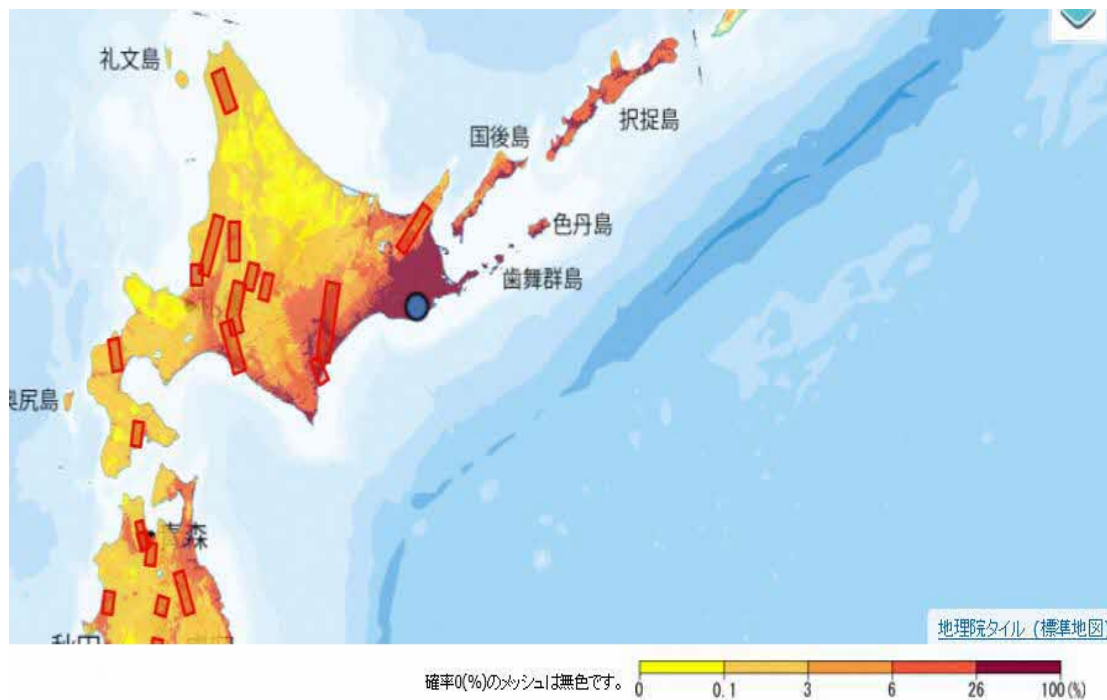
(出典：厚岸町津波ハザードマップ)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

釧路湿原や根室平野はやや軟弱な地盤であるため、地震が発生した場合には他の地域より揺れが大きくなる可能性がある。

釧路地方及び根室地方の全市町村は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年以内で50%以上の確率で発生するとされている。



(出典：地震ハザードステーション)

厚岸町に影響を及ぼす可能性のある地震は、「海溝型地震」と「内陸型地震」の二つがある。

1. 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、十勝沖 (T2)、根室沖 (T3)、色丹島沖 (T4) 及び択捉島沖 (T5) の各領域で発生する地震に区分される。

いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震から巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。

なお、千島海溝におけるM (マグニチュード：以下同様) 8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は、72.2年とされている。

ア. 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は、M8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は、9%とされている。

イ. 根室沖 (T 3)

根室沖では、1894 年M7.9、1973 年M7.4 の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894 年の地震は、釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。

この地域では、M7 から 8 クラスの地震が発生すると考えられ、「1973 年 6 月 13 日根室沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973 年から約 30 年経過していること、「平成 15 年 (2003) 年十勝沖地震」では、釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973 年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、今後 30 年以内の地震発生確率は、80%程度とされている。

ウ. 色丹島沖 (T 4) 及び択捉島沖 (T 5)

色丹島沖では、1893 年M7.7、1969 年M7.8 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。

択捉島沖の領域では、1918 年M8.0、1963 年M8.1 とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8 クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。両地域の今後 30 年以内の地震発生確率は 60%程度とされている。

(2) 超巨大地震 (17 世紀型) (T 6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約 6,500 年間に 10 数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約 500 年間隔の津波堆積物に対応した地震 (「500 年間隔地震」) についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島沖から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。

(3) 沈み込んだプレート内のやや深い地震 (P 1、P 2)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ 100 キロメートルほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の 1993 年M7.5 や北海道東方沖M8.2 の地震などがある。

震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近く of やや深い領域の地震として、釧路沖 (P 1)、厚岸直下 (P 2) を想定する。

2. 内陸型地震

地震調査研究推進本部によると 2 個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「十勝平野断層帯」と「標津断層帯」の 2 つとなっている。

ア. 十勝平野断層帯

主に足寄西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8 程度の地震が想定されている。光地園断層は、西側隆起の逆断層で、M7.2 程度の地震が想定される。今後 30 年以内の地震発生確率は主部が最大 0.2%、光地園断層が最大 0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

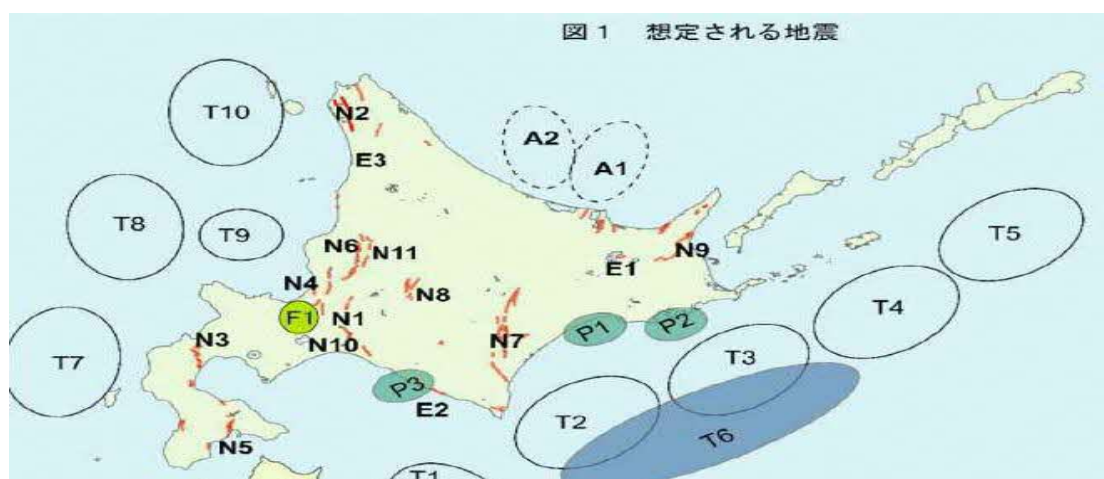
イ. 標津断層帯

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7 程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

地震	番号 (下図参照)	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
【海溝型地震】			
十勝沖	T 2	8.0～8.6程度	9%
根室沖	T 3	7.8～8.5程度	80%程度
色丹島沖及び択捉島沖	T 4、T 5	7.7～8.5前後	60%程度
超巨大地震（17世紀型）	T 6	8.8程度以上	7%～40%
沈み込んだプレート内のやや深い地震	P 1・P 2	7.8程度	50%程度
海溝軸の外側で発生する地震		8.2前後	不明
【内陸型地震】			
十勝平野断層帯（主部）	N 7	8.0程度	0.1% ～0.2%
十勝平野断層帯（光地園断層）		7.2程度	0.1% ～0.4%
標津断層帯	N 9	7.7程度以上	不明

(出典：地震調査研究推進本部)

(出典：厚岸町防災計画)



(その他)

当町では、これまでも数々の気象災害に見舞われてきた。特に平成25年の台風18号において土砂災害や河川の氾濫で被害が発生した。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	その他の被害	被害総額
S54.10.19	風害	台風20号による暴風雨	全壊 2 半壊 1 一部 3	農業・土木被害大	10億6,844万円
S61.9.3	風害	低気圧による大雨被害	被害大	農業・土木被害大	10億957万円
H25.9.16～19	風害	台風18号による暴風雨	半壊 7 床上浸水 6 床下浸水 11	尾幌地区にてタウンバースト発生 門静取水場冠水により4,107世帯断水 自衛隊派遣 農業・土木被害大	7,596万円

(出典：厚岸町防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルス感染症は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 449人（令和2年3月31日時点 独自データ）

・小規模事業者数 399人（令和2年3月31日時点 独自データ）

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建 設 業	45	42	町内に広く分散
	製 造 業	66	62	〃
	卸 売 業	14	13	〃
	小 売 業	114	101	市街地に集中
	飲 食 業	61	59	〃
	サービス業・その他	149	122	町内に広く分散

(3) これまでの取組

ア. 厚岸町の取組

項 目	年 月	備 考
厚岸町防災会議条例	S38.3	
厚岸町地域防災計画	S60.5	令和2年4月改訂
防災訓練の実施	R1.11	厚岸町防災講演会の実施
	R2.10	厚岸町避難訓練の実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料（アルファ米、缶パン、保存水） 備蓄資機材（発電機、投光器、毛布等）

イ. 厚岸町商工会の取組

項 目	年 月	備 考
損害保険講習会	H30.10	チラシ配布 300部
リスクマネジメント資料配布	H31.4	チラシ配布 300部

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

- ・小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
 - ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (事業継続力強化計画)					
			R3	R4	R5	R6	R7	
商 工 業 者	建設業	45	42	5	5	5	5	5
	製造業	66	62	5	5	5	5	5
	卸売業	14	13	5	5	5	5	5
	小売業	114	101	5	5	5	5	5
	飲食業	61	59	5	5	5	5	5
	サービス業 ・その他	149	122	5	5	5	5	5
	合計	449	399	30	30	30	30	30

※上記目標については、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の 必要性を周知	小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・事業継続力強化支援計画評価委員会の構成は、厚岸町観光商工課長、法定経営指導員、外部有識者として専門家、北洋銀行厚岸支店支店長、大地みらい信用金庫厚岸支店支店長を想定している。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・厚岸町と厚岸町商工会の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

厚岸町	厚岸町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と町が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会の事業継続計画の作成

- ・厚岸町商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (経済 センサス)	策定件数					フォローアップ回数					
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	
商 工 業 者	建設業	45	42	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	製造業	66	62	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	卸売業	14	13	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	小売業	114	101	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	飲食業	61	59	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	サービス業 ・その他	149	122	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計	449	399	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

※上記目標については、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、厚岸町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	厚岸町観光商工課、厚岸町危機対策室

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ厚岸町観光商工課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）③SNS（LINE・メッセージ等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、厚岸町商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・厚岸町災害対策本部の方針に従い、厚岸町観光商工課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また発災時には、下記の配備体制により、段階ごとに配備要員が出勤し対応にあたるものとする。なお、職員の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長

- ・本計画により、厚岸町商工会と厚岸町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

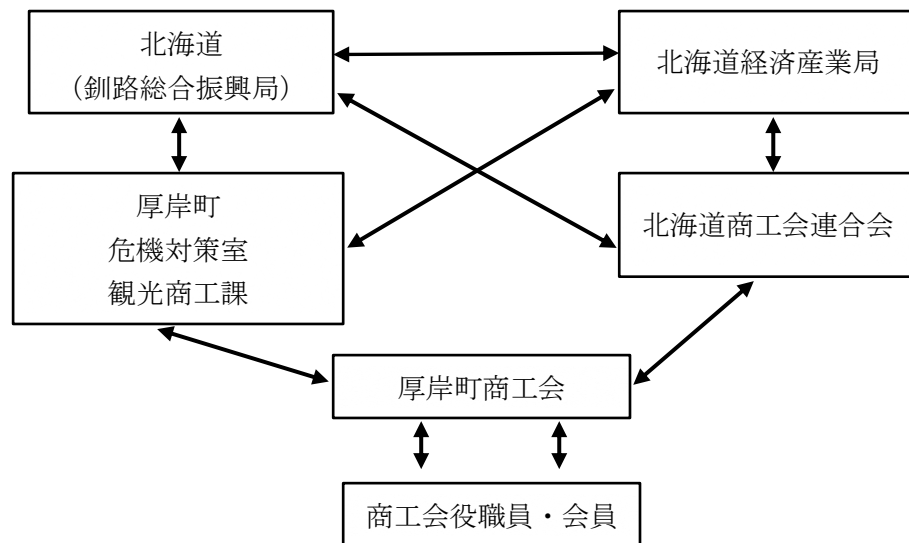
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・厚岸町商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・厚岸町商工会と厚岸町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、釧路総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の小規模事業者に対する支援

- ・小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について厚岸町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 小規模事業者に対する復興支援

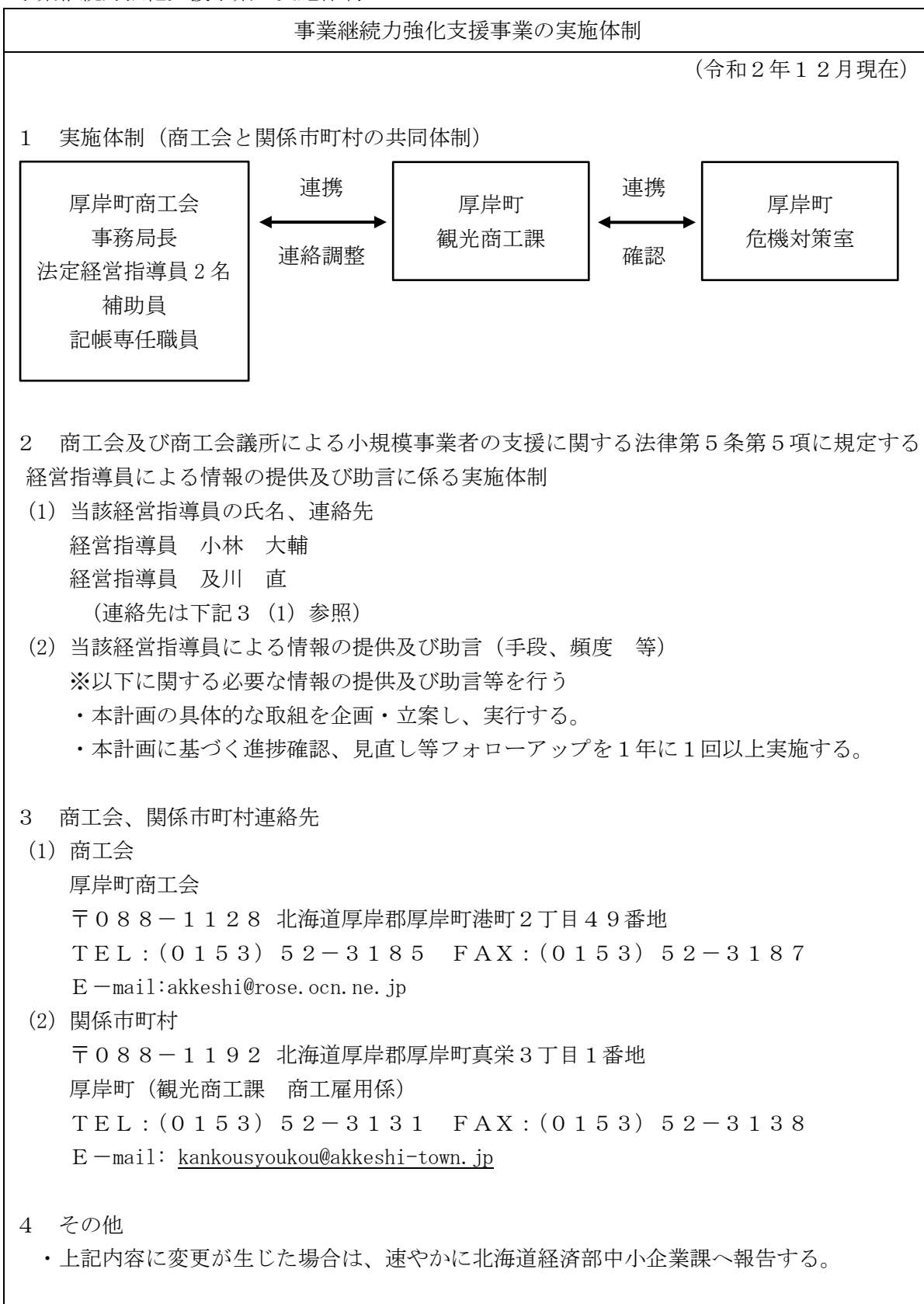
- ・厚岸町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、厚岸町・厚岸町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

項目	年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	70	70	70	70	70
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。